

松川町リニア中央新幹線建設工事対策委員会 [第17回]

令和3年7月20日(火) 午後7時00分
松川町役場 2階 大会議室

1. 開 会

2. あいさつ

- ・委員長
- ・町長

3. 会議事項

(1) 説明会経緯について [P 4]

(2) 中央新幹線工事に関する発生土運搬について [別紙]

(3) 第3回住民説明会について

日時 7月26日(月)、27日(火)、28日(水) 午後7時00分から

場所 町民体育館 トレーニングルーム

4. そ の 他

5. 閉 会

松川町リニア中央新幹線建設工事対策委員会 委員構成

(敬称略、順不同)

| 区分 | 氏名 | 所属役職等 | 備考 |
|-----|-------|------------------------|------------|
| (1) | 小沼 哲夫 | 古町区会 | |
| (1) | 宮嶋 英雄 | 上新井区会 | |
| (1) | 西元 重人 | 名子区会 | |
| (1) | 原田 貞男 | 大島区会 | |
| (1) | 矢澤 登 | 上片桐区会 | |
| (1) | 北林 昇 | 福与区会 | |
| (1) | 唐澤 功 | 部奈区会 | 副委員長 |
| (1) | 下澤 洋貞 | 生東区会 | |
| (2) | 米山 俊孝 | 松川町議会 推薦 | |
| (2) | 川瀬八十治 | 松川町議会 推薦 | |
| (2) | 黒澤 哲郎 | 松川町議会 推薦 | 委員長 |
| (3) | 橋爪 和也 | 自然環境関係識見者 | 松川町環境審議会委員 |
| (3) | 寺沢 秀文 | 不動産関係識見者 | |
| (4) | 松下 敏章 | 松川町農業委員会 会長 | |
| (4) | 熊岡 正志 | JAみなみ信州松川支所 経営委員長 | |
| (4) | 小澤 文人 | 松川町商工会 会長 | |
| (4) | 矢澤 良一 | 松川町商工会 建設業部会長 | |
| (4) | 宮下 彰 | 南信州まつかわ観光まちづくりセンター 理事長 | |
| (4) | 北林 誠 | 松川町交通安全協会 会長 | |
| (4) | 関 真由美 | 松川町交通安全協会 女性部長 | |
| (4) | 小林 幸彦 | 松川町交番 所長 | |
| (4) | 松浦 善文 | 松川町教育委員会 | |
| (5) | 松下 正博 | 公募委員 | |
| (5) | 田中真喜子 | 公募委員 | |

- (1) 区会の代表者等 (2) 町議会議員 (3) 識見を有する者 (4) 関係団体の代表者等
(5) 公募委員 (6) その他町長が必要と認めた者

[その他]

※要綱第5条第2項に基づき、長野県からアドバイザーとして関係部署職員等の出席を求める。

※同規定に基づき、JR東海等に対し説明者の出席を求める予定している。

(主催者側) 出席者名簿

※敬称略

○J R 東海

・中央新幹線建設部 長野工事事務所

| | |
|-------|-------|
| 所長 | 平永 稔 |
| 担当課長 | 太田垣宏司 |
| 主任 | 黒澤 太一 |
| 主席 | 齋藤 寛泰 |
| 主席 | 工藤 優翔 |
| 大鹿分室長 | 水上 英也 |

○長野県

・飯田建設事務所 リニア整備推進事務所

| | |
|------|-------|
| 調整課長 | 折井 克壽 |
| 課長補佐 | 田中 和義 |

○松川町

| | |
|---------|--------|
| 町長 | 宮下 智博 |
| 副町長 | 岡田 憲輔 |
| 事務局 | |
| リニア対策課長 | 小沢 雅和 |
| 課長補佐 | 片桐比呂巳 |
| 主任 | 村松 蓮 |
| ・オブザーバー | 全課長・局長 |

説明会経緯

◎1 巡目 説明会内容【R2.10～R3.1 計11回】

【(片道最大台数) 令和4年度まで450台、令和5年度から550台】

■伊那工業団地

- ・往路 … 松川インター大鹿線と古町境の沢線を利用。
- ・復路 … 松川インター大鹿線と護岸線及び洞新線を利用。

■飯田市方面

- ・往路 … 松川インター大鹿線と国道153号を利用。
- ・復路 … 国道153号と洞新線を利用。

■駒ヶ根方面

- ・往路 … 洞新線と国道153号を利用。
- ・復路 … 国道153号と松川インター大鹿線を利用。

◎2 巡目 説明会内容【R3.4 計6回】

【(片道最大台数) 令和4年度まで450台、令和5年度から550台】

■伊那工業団地

- 片桐松川沿いの改良工事が完成するまで
 - ・往路 … 松川インター大鹿線を利用。
 - ・復路 … 松川インター大鹿線と護岸線及び鶴部線を利用。

○片桐松川沿いの改良工事が完成後

- ・往路 … 洞新線、護岸線、松川インター大鹿線を利用。
- ・復路 … 松川インター大鹿線と護岸線及び鶴部線を利用。

■飯田市方面

- ・往路 … 松川インター大鹿線と国道153号を利用。
- ・復路 … 国道153号と洞新線を利用。

■駒ヶ根方面

- ・往路 … 洞新線と国道153号を利用。
- ・復路 … 国道153号と松川インター大鹿線を利用。

◎2 巡目 説明会以降の協議経緯

■町民意見 … 運搬ルートの分散化、運搬台数の低減

■町計画案 … 議会特別委員会(5/7)及び第15回対策委員会(5/11)において町の計画案を説明。その後JR東海と下協議。議会特別委員会(6/23)及び第16回対策委員会(7/7)において、町の最終案を説明。

- ・以上のことからJR東海へ対し、7月8日に計画変更の要請をいたしました。
- ・7/8～7/16 沿線住民及び沿線事業者へ事前説明会を実施いたしました。

※運搬ルートに関する町の考え方（町の最終案）

○発生土運搬ルートについて、町内各路線及び松川IC以外のIC・SICへも分散。

○今後、伊那工業団地、高森町下市田産業用地及び駒ヶ根市上赤須以外の発生土運搬箇所が生じた場合は、その都度対応を協議。

※今後の各路線の交通安全対策及び維持補修について

運搬開始(10月)までに協定を締結。運搬開始後も状況に応じ、隨時協定の変更・追加の協議を実施。

松川町リニア中央新幹線建設工事対策委員会設置要綱

(設置)

第1条 リニア中央新幹線建設工事計画に対し、情報を共有し、課題や対策等を検討するため「松川町リニア中央新幹線建設工事対策委員会（以下、委員会という。）」を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、町長に対し報告等を行う。

- (1) リニア中央新幹線建設工事に係る情報の共有に関する事項
- (2) リニア中央新幹線建設工事に係る課題や対策に関する事項
- (3) その他検討が必要と認められる事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、委員30名以内の委員で構成する。

- (1) 区会代表
- (2) 町議会議員
- (3) 識見を有する者
- (4) 行政関係機関及び関係団体代表
- (5) 公募委員
- (6) その他町長が必要と認めた者

2 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置き、委員の互選により決定する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集し、議長となる。ただし、最初の会議は町長が招集する。

2 委員長は、会議において必要があると認めたときには、委員以外の者を会議に出席させ説明又は意見を聞くことができる。

(専門委員会)

第6条 町長は、委員会とは別に個別に検討を要すると認めるとき、委員会の会議に諮って、専門委員会を設置することができる。

- 2 専門委員会は、町長及び委員会が必要と認める事項に関して、検討をし、報告等を行う。
- 3 専門委員会の委員は、町長が必要と認めた者を委嘱し、組織する。

(庁内幹事会)

第7条 町長は、リニア中央新幹線建設工事計画に対し、情報を共有し、課題や対策等を検討するため、庁内幹事会を設置するものとする。

- 2 庁内幹事会は、町長及び委員会が必要と認める事項に関して調査検討をし、報告等を行う。
- 3 庁内幹事会は、松川町職員のうちから町長が任命した者とし、委員長は副町長が、副委員長はリニア対策課長がこれにあたるものとする。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、松川町役場リニア対策課内に置く。

(補足)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

MEMO